

【魂瞬間覚醒チャネリング継続セッションコース】

コンサルティング利用規約

石丸佐和子(以下、「甲」という。)と 深澤佳誉子 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり契約を締結する。

必ず本利用規約を熟読しご理解した上でお申込ください。お申込を頂いた時点で、本利用規約に同意したものとします。

第1条【契約金】

乙は、甲に対し、本利用規約の全てに同意した上で、コンサルティング契約金を支払う。

魂瞬間覚醒チャネリング継続セッション 4 ヶ月の金額は支払い方法による。

詳細はメールに記載。

第2条【キャンセルについて】

情報という商品の特性上、第13条契約の解除期間を過ぎてからの、返品・返金はお受けしておりません。

第3条【提供内容】

甲は乙に対し、乙の発展に寄与するコンサルティングサービスを提供するものとする。(以下、「本件コンサルティング業務」という。)

第4条【契約期間】

甲は乙に対して、2025年11月開始日から起算して4ヶ月間の本件コンサルティング業務を行い、終了する。

第5条【更新】

甲は、必要に応じ、乙に公表又は通知することにより、本規約を変更できるものとします。

第6条【料金】

(1)乙は、甲が請求する本件コンサルティング業務の料金を、甲の指定する支払い期限内に指定口座に振り込むこととします。なお、その場合の振込手数料は乙の負担とします。また、支払い方法がクレジットカードの場合は、乙が自ら分割設定を行うものとします。

(2)本件コンサルティング業務の料金は旅費、宿泊費、食費等は含まれません。

(3)乙が甲の提供する本件コンサルティング業務を含む一切のサービスの提供を受ける際に、料金の支払いのために、ローン、クレジットカード決済、第三者と資金の提供を受ける契約を締結した場合、それらの資金提供を受けるための契約は乙自らの意思で締結され、甲及び甲関係者からの要請、強要等は一切ないことを乙、甲双方で確認し、同意致します。

(4)支払いが滞納となった場合、本件コンサルティング業務の提供は停止され、支払い再開の場合は、提供を再開することができるものとします。

(5)以下の各号に該当する場合は、甲は既に受領済みの本件コンサルティング業務料金の返金等には応じないこととします。

①乙の自己都合による本件コンサルティング業務契約の解除。

②乙の過失に基づく本件コンサルティング業務契約の解除。

③乙が第9条（禁止事項）に規定する事実のあったとき。

第7条【秘密保持】

(1)「秘密情報」とは、乙が甲に対して開示した情報のうち、「秘密情報」として指定したものをいう。ただし、乙は、口頭で秘密情報として開示したものについては、甲に対し、当確開示後 30 日以内に当確情報を明示した書面を送付するものとする。

(2)「秘密情報」情報として指定された情報のうち、次のいずれかに該当するものについては、本契約の規定は適用しない。

①甲が乙から開示を受けた際に公知の情報

②乙から開示を受ける前から知り得ていた情報

③甲が乙とは無関係の情報源から適法に得た情報

(3)甲は、乙の秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、乙の書面による承諾なくして、第三者に開示しないものとする。本契約の終了後についても、この効力を有する。

第 8 条【機密保持】

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上または技術上または技術の機密を、第三者に漏洩してはならず、相手の書面による承諾なく、これらを第三者に開示してはならないものとする。

第 9 条【禁止事項】

受講中、受講終了後に関わらず、他の受講者、当社の全ての関係者への迷惑となることや、進行を妨げる行為、批判、反論、誹謗中傷等をされた場合には、状況により退出または退会して頂く場合があります。これは退出・退会後も永久に継続するものとします。

第 10 条【知的財産権の侵害】

乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、甲の知的財産権を使用してはならず、また、甲に納入した制作物が第三者の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払う。

第 11 条【損害賠償】

甲または、乙は、本契約に違反した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとみなす。契約に定めのない事項が生じたとき、または、この契約条件の各項目の解釈につき、疑義が生じたときは、甲と乙は、互いに誠意をもって協議の上解決するものとする。

第 12 条【権利帰属】

本著作物の著作権は、甲に帰属する。

甲は、セミナー・講義・コンサルティングなど撮影や録画をして記録する場合があります。記録したデータは甲のサイトや各種広告媒体、講座教材等に利用するものとする。

第 13 条【契約の解除】

乙は、甲が料金の支払を確認した日を含む 8 日間（但し初回コンサルティング利用時までの日数が 8 日間に満たない場合は初回コンサルティング利用日の前日）までの間、書面で甲に通知することにより、本件コンサルティング業務契約の解除を行うことができます。

第 14 条【裁判管轄】

甲および乙は、本契約に関し紛争が生じたときは、甲の本店所在地の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

本契約が訪問販売に該当し、「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合、クーリング

オフを行おうとする場合には、この説明書・受講規約を充分お読みください。

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、受講者は書面をもって無条件で本契約の解除を行うこと(以下「クーリングオフ」といいます)ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生ずるものとします。

② 上記クーリングオフの行使を妨げるために甲が不実のことを告げたことにより受講者が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、甲から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

① 甲は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を受講者に対して請求することはありません。

② 本講座の提供に付随してテキスト等の講座資料が引渡された場合、講座資料の引取りに要する費用は甲が負担しません。

③ 既に受領した金員がある場合は、甲はすみやかにその全額を無利息にて返還致します。

④ 乙が講座資料を使用して得られた利益に相当する金銭の支払を請求することはありません。また、乙が既に役務の提供を受けた場合においても、甲は、乙に対して、提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、乙は無償で元の状態に戻すよう請求することができます